

北海道科学技術振興条例の概要

(平成20年4月1日施行)

1 総 則

前文

この条例の趣旨や目指す姿

- ・科学技術の振興を通じて、本道経済の活性化・自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な社会の実現に寄与する。

目的

(第1条) この条例によって実現しようとする目的

- ・科学技術の水準の向上
- ・新たな経済的又は社会的な価値の創造（イノベーションの創出）

基本理念

(第3条) 科学技術の振興を図る上での基本的な事項

- ①国際的視点の必要性
- ②広範な分野における基礎研究・応用研究・開発研究の調和
- ③产学研官及び金融機関等の適切な役割分担による協働
- ④地域の特性や潜在力を活かす
- ⑤道民の理解と協力の下、活力を持って持続的に行われる

関係者の責務・役割

(第4条～9条)

- ・道の責務
- ・関係者（大学等、事業者、支援団体、金融機関等、道民）の役割

2 科学技術の振興に関する基本的施策等

基本計画

(第10条) 科学技術の振興に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定

計画の内容

- | | |
|--------------|------------|
| ・基本的な目標及び施策 | ・重点的に講ずる措置 |
| ・施策推進の手法及び体制 | ・その他必要事項 |

策定の手続

- | | |
|----------------|---------------|
| ・パブコメなど道民意見の反映 | ・科学技術審議会の意見聴取 |
|----------------|---------------|

基本的施策

(第11条～18条) 科学技術を振興するために、道が関係者と連携して取り組む基本的な施策

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進 | ⑤人材の育成等及び道民の理解の増進 |
| ②道における試験研究等の推進 | ⑥科学技術の振興を図るための体制整備 |
| ③产学研官及び金融機関の協働の促進 | ⑦財政上の措置 |
| ④知的財産の創造、保護及び活用 | ⑧推進状況の公表 |

3 北海道科学技術審議会

(第19条～26条) 知事の諮問に応じ重要事項を調査審議

- | | |
|------------------|--------------|
| ・所掌事項 | ・会長及び副会長(2人) |
| ・委員(15人以内)及び特別委員 | ・会議の招集及び運営 |
| ・組織(学識経験者等) | ・部会の設置 |
| | など |